「特定商取引に関する法律」に基づく表示（ひかり機器保証）

ひかり機器保証サービスのPCプラン、TVプラン、PC+TVプランについて、特定商取引に関する法律に基づく追加のご案内です。
本サービスをお申し込みの際には、必ず本紙をご確認ください。

● サービス提供者の名称

西日本電信電話株式会社

● 所在地

〒540-8511 大阪府大阪市中央区馬場町3-15

● お問い合わせ先

0120-116116

受付時間 ： 午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日も受付中、年末年始12/29～1/3を除く）
●携帯電話・PHSからもご利用いただけます。電話番号をお確かめのうえ、お間違いのないようにお願いいたします。
HPによるお問い合わせ先：[http://flets-w.com/opt/kikihosho/]

● 運用責任者

ビジネスデザイン部　ネットワークサービス部門　岡村 充雄

● 提供料金

〈 月額料金 〉

プラン名	PCプラン	TVプラン	PC+TVプラン
リモートサポートサービス加入の場合（一部の「コラボ光」を除く）	200円	300円	400円
リモートサポートサービス未加入の場合	400円	500円	600円

●ひかり機器保証サービス、リモートサポートサービスのご利用には、フレッツアクセスサービス等のご契約・料金が必要です。フレッツアクセスサービス等とは、「フレッツ 光ネクスト（ビジネスタイプは除く）」、「フレッツ 光ライト」、「フレッツ・光プレミアム（エンタープライズタイプは除く）」、「フレッツ・ADSL」、「フレッツ・ISDN」または一部の「コラボ光」を言います。サービス提供エリアであっても、ご利用いただけない場合があります。エリアについては、お問い合わせいただくか、[http://flets-w.com/]をご確認ください。インターネットのご利用には本サービスに対応したプロバイダーとのご契約・ご利用料金が必要です。
●リモートサポートサービスのご利用には、月額利用料が必要です。リモートサポートサービスについて詳しくは、お問い合わせいただくか、[http://flets-w.com/opt/remote_support/]をご確認ください。

● サービス内容

プラン名	PCプラン		TVプラン	PC+TVプラン
補償対象機器	パソコン・タブレット端末1台		テレビ1台	パソコンもしくはタブレット端末1台と、テレビ1台
補償上限回数（※2）	機器購入（※1）後5年以内の場合	機器購入（※1）後5年以上、10年以内の場合	2回／年	
	2回／年	1回／年		
補償上限金額（※3）	50,000円／年 ただし、機器登録されていない場合は25,000円/年 うっかりオプションを契約された場合（契約には機器登録が必須）は100,000円／年	10,000円／年 ただし、機器登録されていない場合は5,000円／年	100,000円／年 ※契約には機器登録が必要	
お客さま負担金	修理補償サービス利用時のお客さま負担金 5,000円 ただし、過去1年以内に修理補償サービスのお申し込み・ご利用がある場合 8,000円	修理補償サービス利用時のお客さま負担金 5,000円	修理補償サービス利用時のお客さま負担金 5,000円 ただし、過去1年以内に修理補償サービスのお申し込み・ご利用がある場合 8,000円	
サービス内容	①電話による問診	・補償対象機器に故障が生じていることが疑われる場合に、電話による故障診断を行います。		
	②修理補償（※4）	・補償対象期間中に、補償対象機器に生じた自然故障（※5）について、メーカー保証の内容に準拠して、弊社の費用負担（お客さま負担金を除く）により修理します。 ・補償上限回数（※2）または補償上限金額（※3）まで補償いたします。		
	③メーカー保証対象となる場合のサービス（※6）	・補償対象機器に生じたメーカー保証対象となる故障については、メーカー保証で対応します。ただし、その際5,000円のお客さま負担金が必要です。		

コラボ光とは、光コラボレーション事業者が提供する光アクセスサービスを言います。
詳しくは[http://flets-w.com/collabo/]をご確認ください。

記載の料金はすべて税抜金額です。
別途、消費税が加算されます。

999999999999△99999△99999△99XXX

※1 機器購入日が証明できない場合は弊社が別途定める製品発売日となります。中古品の場合は、中古品として購入日ではなく、弊社が別途定める製品発売日となります。
※2 修理補償サービスのお申し込み日を起算日として、過去1年以内に修理補償サービスのお申し込み・ご利用がない場合は1回目のご利用、修理補償サービスのお申し込み・ご利用がある場合は2回目のご利用となります。
※3 修理補償サービスのお申し込み日を起算日として、過去1年以内の修理費用(部品代、工賃、送料、訪問費用等)の累計金額からお支払いいただいたお客さま負担金を控除した金額の上限となります。
※4 修理できない場合は、代替品を提供することがあります。また、新たな修理補償サービスのご利用により、補償上限回数または補償上限金額を超える場合には、修理補償サービスをご利用いただけません。ただし、補償上限金額を超える場合には、超過分の修理費用を実費でお支払いいただくことにより、修理を実施いたします。
※5 補償対象機器の取扱説明書、添付ラベル等の注意書にしたがった正常なご使用状態のもとで、発生した電気的・機械的事故。
※6 メーカー保証書のご提示等、各メーカーが定めるメーカー保証の提供条件を満たす必要があります。提供条件を満たさない場合には、弊社での修理補償サービスによる対応となります。

〈 うっかりオプション 〉

プラン名	PCプラン	PC+TVプランのみ
月額料金	200円	
補償対象機器	製品発売日または機器購入日から5年以内の機器登録済みのパソコン・タブレット端末1台	パソコンもしくはタブレット端末1台
サービス内容	・補償対象機器としてご登録のパソコン・タブレット端末について、落下・衝突・水濡れによる故障も修理します。 ・修理補償サービス利用時は、PCプラン、PC+TVプランと同様、お客さま負担金が必要です。(PCプラン、PC+TVプランのお客さま負担金を重複してお支払いいただく必要はございません)	

● 提供料金の支払時期、支払方法

●料金のお支払いについては、サービスご利用月の翌月以降のお支払いとなります。

[支払時期]
・料金お支払時期の詳細は、口座振替によるお支払いの場合は「領収書兼口座振替額のおしらせ」もしくは「Myビリング」、電話料金請求書の場合は「請求書」、クレジットカードによるお支払いの場合はクレジット会社の規約にてご確認ください。
・「withフレッツサービス」ご利用時においてプロバイダーよりご利用の場合、ご契約のプロバイダー各社の規約にてご確認ください。

[支払方法]
・口座振替によるお支払いの場合、金融機関、郵便局のご指定の口座から振り替えさせていただきます。
・請求書によるお支払いの場合、銀行(日本銀行を除く)、信用金庫、信用組合、商工中金、農林中金、労働金庫、農協、漁協、郵便局、コンビニエンスストア(一部お取り扱いできない店舗もあります)でお支払いください。
・クレジットカードによるお支払いの場合、ご契約のクレジット会社の規約に基づく方法でお支払いください。
・「withフレッツサービス」ご利用時においてプロバイダーよりご請求の場合、ご契約のプロバイダー各社の規約に基づく方法でお支払いください。

● 機器登録について

PCプラン	TVプラン・PC+TVプラン
お申し込み後、補償対象機器の登録をお願いいたします。補償対象機器を登録されていない場合、補償上限金額が減額されます。機器登録の方法は、以下の2通りございます。 ●電話による登録 ひかり機器保証開通センター(電話番号はお申し込み後の開通案内に記載)までお電話いただき、お持ちの機器の型番等をご連絡ください。 ●WEBによる登録 ひかり保証WEBサイト[http://flets-w.com/opt/kikihosho/]の機器登録フォームにてお持ちの機器の型番等をご登録ください。	**補償対象機器の登録が必須です。** お申し込み後、ひかり機器保証開通センターから補償対象機器の確認のお電話をいたします。お持ちの機器の型番をお伝えください。 ひかり機器保証WEBサイト[http://flets-w.com/opt/kikihosho/]よりお申し込みの場合は、「新規お申し込みフォーム」にて補償対象機器をご登録ください。

● 補償上限回数について

〈(例) 2015年4月1日に修理補償サービスのお申し込み・ご利用があり、新たに修理補償サービスの申し込みをする場合 〉

●修理補償サービスのお申し込み日を起算日として、過去1年以内に修理補償サービスをお申し込み・ご利用された回数が上限となるまで、修理補償サービスをご利用いただけます。

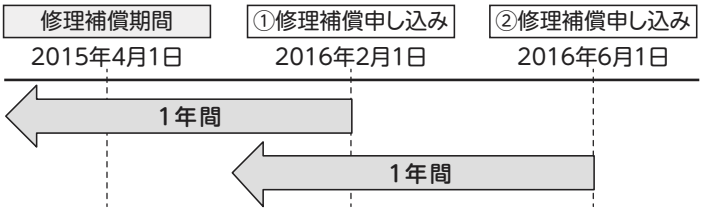

(例)左図のように、既に2015年4月1日に修理補償サービスのお申し込み・ご利用があり、新たに修理補償サービスのお申し込みをする場合
・①で新たに修理補償サービスをお申し込みの場合:
2回目のお客さま負担金(8,000円)が必要です。
・②で新たに修理補償サービスをお申し込みの場合:
1回目のお客さま負担金(5,000円)が必要です。

● 補償上限金額について

●修理補償サービスのお申し込み日を起算日として、過去1年以内の修理費用(部品代、工賃、送料、訪問費用等)の累計金額からお支払いいただいたお客さま負担金を控除した年間補償金額が補償上限金額となるまで修理をご利用いただけます。(※7)
※7 年間補償累計金額と上限額の差額に残余額がある場合であっても、次回への繰り越し等はできません。

記載の料金はすべて税抜金額です。別途、消費税が加算されます。

999999999999△99999△99999△99XXX

〈(例) 機器購入後5年以内で、補償上限金額となる例 〉

1回目の修理費用	＋	2回目の修理費用	－	1回目のお客さま負担	－	2回目のお客さま負担	＝	年間補償累計金額
25,000円		38,000円		5,000円		8,000円		50,000円

● 補償対象期間(修理補償をご利用いただける期間)について

●補償対象期間は、本サービスのご利用開始日より、機器購入日(※8)から起算して10年を経過する日までとなります。ただし、以下の期間は補償対象期間から除きます。(※9)
①ご利用開始日より起算して30日間　②ひかり機器保証(PCプラン)サービス利用規約第19条(利用停止)で定める利用停止期間

〈 補償対象期間(自然故障) 〉

期間	下記の場合の期間	補償上限回数	補償上限金額
A 利用開始30日を経過した日 ～機器登録日から30日を経過する日まで	2016年5月31日～2016年7月19日	2回/年	25,000円/年
B 機器登録30日を経過した日 ～機器購入日から5年を経過する日まで(※10)	2016年7月20日～2020年3月31日	2回/年	50,000円/年(※10)
C 機器購入日から5年を経過した日 ～機器購入日から10年を経過する日まで	2020年4月1日～2025年3月31日	1回/年	10,000円/年

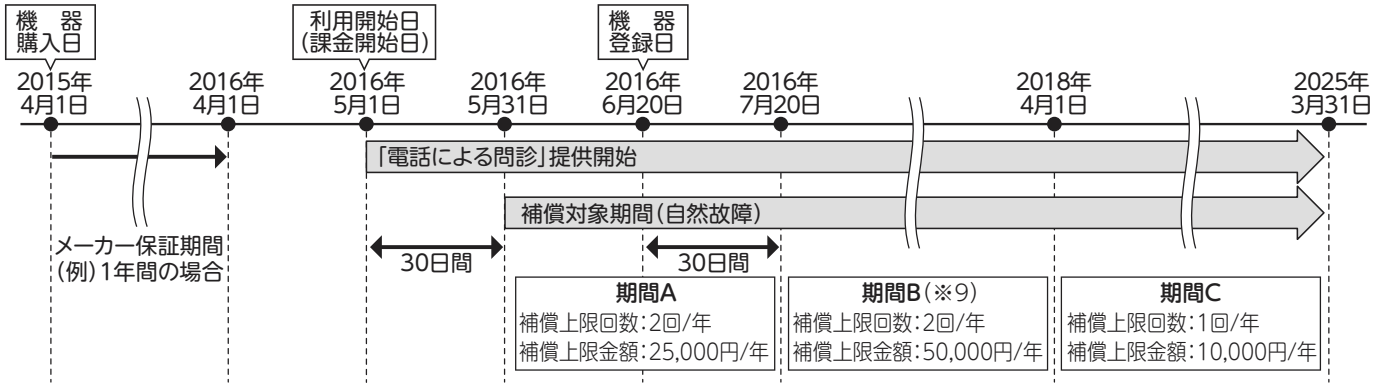

(注)A～Cのそれぞれの期間における、修理補償サービスのお申し込み日を起算日として、過去1年間に修理補償サービスをお申し込み・ご利用された回数または累計金額が上限となった場合は補償いたしません。詳しくは「補償上限回数について」「補償上限金額について」をご確認ください。

※8 購入日を証明する証憑(レシート等)を確認することができない場合は、弊社が別途定める製品発売日となります。中古品の場合には、中古品としての購入日ではなく、弊社が別途定める製品発売日となります。

※9 **補償対象期間内に生じた故障であっても、期間経過後に修理補償サービスのご利用をお申し込みいただいた場合には、修理補償サービスをご利用いただけません。修理補償サービスのご利用のお申し込みは、発生した日から起算して30日以内に行っていただく必要があります。必ず期間内にお申し込みください。**

※10 うっかりオプションをご利用の場合の補償対象期間もBと同様の期間となります。この場合、補償上限金額は100,000円/年となります。

● 補償対象機器の条件

●日本国内で販売されたメーカー純正のパソコン・タブレット端末。ただし、携帯電話通信会社より販売され、弊社において修理ができないものは除く。
●フレッツアクセスサービス等に接続されて現に使用されているもの。(使用される予定も含む)
●契約者または同居の家族が保有するもの。
●契約時点および機器登録時点において正常に動作し、不具合を生じていないこと。
●メーカー修理拠点以外で修理、加工(メモリー増設等も含む)、改造、解析されていないもの。
●第三者が紛失または盗難の被害に遭ったものではないこと。
●契約前に補償対象機器として一度も機器登録されたことがないもの。
●契約時点において新品としての購入後9年11ヶ月を経過していないもので、弊社の求めに応じて購入日を証明する証憑(レシート等)を確認することができるもの、または、機器の型番ごとに弊社が別途定める製品発売日より9年11ヶ月を経過していないもの。

● その他の注意事項

【特約事項について】
●本契約に関わるフレッツアクセスサービス等の契約について、フレッツアクセスサービス等の契約解除、または本サービスの提供対象外のIP通信網サービスへ変更となった場合には、弊社は、本契約を解除します。
●ひかり機器保証(PCプラン、TVプラン、PC+TVプラン)サービス利用規約第23条に定める解除事由に該当する場合、弊社は、あらかじめお客さまに通知した後、本契約を解除します。
●詳細はひかり機器保証(PCプラン、TVプラン、PC+TVプラン)サービス利用規約をご覧ください。
【その他注意事項について】
●弊社は、本サービスの提供をもって、補償対象機器の故障を含む不具合の完全な解消等を保証するものではありません。

記載の料金はすべて税抜金額です。別途、消費税が加算されます。

西日本電信電話株式会社(2018.02)

999999999999△99999△99999△99XXX

NTT西日本

クーリングオフのお知らせ（個人によるご契約の場合）

1. お客さまが、訪問販売または電話勧誘販売でお申し込みされた場合、本書面を受領された日から起算して8日間は、書面<下図参照>により無条件でお申し込みの撤回(契約が成立しているときは契約の解除)を行うことができます(以下「クーリングオフ」といいます)。
2. クーリングオフの効力は、お客さまが書面を発信したとき(郵便消印日付)から発生します。
3. この場合、お客さまは、①損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。②すでにサービスが提供されている場合であっても代金の支払いは必要ありません。③すでに代金を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
4. お客さまが、不実告知により誤認し、または威迫により困惑してクーリングオフを行使しなかった場合、改めてクーリングオフに関して記載した書面を受領された日から起算して8日間は、クーリングオフを行うことができます。
5. 事業または職務に使用する場合は、クーリングオフの対象とはなりません。
6. 店頭、WEBでのお申し込み、116、IPコールセンタ等への電話によるお申し込み(電話勧誘販売によるものを除く)については、クーリングオフの対象とはなりません。

下図のように郵便はがき等に必要事項をご記入の上、郵送してください。(簡易書留扱いが確実です)

申込（契約）日
平成○年○月○日
・ご契約者名
・ご契約者住所
・ご契約者電話番号
・お客さまID
・商品名
ひかり機器保証サービス
右記日付の申し込みは撤回しまたは契約を解除します。

郵便はがき
5320025
大阪市淀川区新北野1−5−26
NTT淀川ビル2棟2階
NTT西日本
「ひかり機器保証」
開通センター 行
・ご住所
・ご契約者名（フリガナ）
・電話番号

郵送先：〒532-0025　大阪市淀川区新北野1−5−26　NTT淀川ビル2棟2階
NTT西日本 「ひかり機器保証」開通センター

西日本電信電話株式会社（2018.02）

BVL

999999999999△99999△99999△99XXX

審査17-2654-1